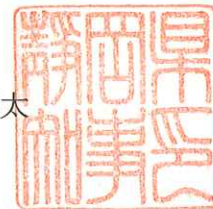


環水第 105 号
令和 5 年 6 月 2 日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県知事 川勝 平太



流域水循環計画の策定について（諮問）

静岡県水循環保全条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方

流域水循環計画の策定について

(環境局水資源課)

1 諮問事項

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方

2 諮問理由

県は、記録的な猛暑や集中豪雨等の異常気象等に伴う水循環の変化に的確に対応するとともに、開発行為等による水環境への影響を懸念する県民の不安を払拭するため、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図ることを目的に流域水循環計画を定める。静岡県水循環保全条例（以下、「条例」という。）第15条第3項では、「知事は、流域水循環計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない」と規定している。今後、流域ごとに流域水循環計画を策定するに当たり、計画の構成、策定流域の設定等の流域水循環計画策定の基本的な考え方について、審議会の意見を聴くものである。

3 審議事項

以下の項目の流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について、審議する。

- ・ 計画の構成
- ・ 策定流域の設定
- ・ 計画の策定順 等

参考 日程

時 期	内 容
令和5年6月	第1回環境審議会（諮問）
8月	第1回水循環保全部会
11月	第2回水循環保全部会
令和6年1月	第3回水循環保全部会
”	第3回環境審議会（答申）
2月以降	流域水循環計画策定着手